

# 閱 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

## 令和 8 年 第 2 回 定 例 市 議 会 提 出 議 案

( 予 算 案 を 除 く 。 )

藤 井 寺 市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
	(報 告)	
5	令和7年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	1
6	令和7年度藤井寺市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	3
7	令和7年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	5
	(議 案)	
2 4	公の施設の指定管理者制度に係る関係条例の整備について	7
2 5	市税条例の一部改正について	1 9
2 6	藤井寺市介護保険条例の一部改正について	2 6
2 7	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	2 8
2 8	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3 1
2 9	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について	3 9
3 0	藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	4 3
3 1	藤井寺市生涯学習審議会条例の一部改正について	4 5
3 2	藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について	4 7
3 3	柏羽藤環境事業組合規約の変更に関する協議について	4 9

3 4	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	5 1
3 5	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	5 3
3 6	藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	5 5
(諮 問)		
1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	6 1

このほかの提出議案

報告番号	8	公益財団法人藤井寺市地域サービス公社の経営状況の報告について
	9	公益財団法人藤井寺市勤労者互助会の経営状況の報告について
議案番号	3 7	令和 8 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 1 号）について

報告第5号

令和7年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、  
令和7年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月9日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和7年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2. 総務費	1. 総務管理費	標準準拠システム移行業務	225,739,000	225,739,000	0	0	0	166,624,000	59,115,000
2. 総務費	1. 総務管理費	OCR標準化対応業務	5,007,000	5,007,000	0	0	0	5,007,000	0
2. 総務費	1. 総務管理費	病院跡地活用基本構想策定支援業務	3,562,000	3,562,000	0	0	0	0	3,562,000
2. 総務費	1. 総務管理費	大阪府衛星無線（第3世代）等再整備業務	7,410,000	7,410,000	0	0	7,400,000	0	10,000
2. 総務費	2. 徴税費	コンビニ交付システム標準化改修業務	1,012,000	1,012,000	0	0	0	1,012,000	0
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍・戸籍附票システム標準化移行業務	3,168,000	3,168,000	0	0	0	3,168,000	0
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	旧氏の振り仮名に係る戸籍附票システム改修業務	1,848,000	1,848,000	0	1,848,000	0	0	0
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	旧氏の振り仮名に係るコンビニ証明発行システム改修業務	1,078,000	1,078,000	0	1,078,000	0	0	0
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	振り仮名に係る住民基本台帳法改正対応業務	3,300,000	3,300,000	0	3,300,000	0	0	0
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	住基システム標準化に伴うコンビニ交付システム改修業務	4,048,000	4,048,000	0	0	0	4,048,000	0
2. 総務費	4. 選挙費	選挙システム標準化移行業務	3,430,000	3,430,000	0	0	0	3,430,000	0
3. 民生費	1. 社会福祉費	障害者福祉システム過渡期連携対応業務	8,916,000	8,916,000	0	0	0	8,366,000	550,000
3. 民生費	2. 児童福祉費	住基システム標準化に伴う家庭児童相談システム改修業務	4,400,000	4,400,000	0	0	0	4,400,000	0
3. 民生費	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業 (消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・手数料・使用料及び賃借料・補助金)	192,138,000	19,551,000	0	19,551,000	0	0	0
8. 消防費	1. 消防費	藤井寺市消防団第一分団第1班消防団車庫建替事業 (委託料・工事請負費)	24,400,000	16,000,000	0	0	12,000,000	0	4,000,000
9. 教育費	5. 社会教育費	放課後児童会システム住基連携再構築業務	3,326,000	3,326,000	0	0	0	3,326,000	0
9. 教育費	5. 社会教育費	史跡買い上げ事業 (手数料・委託料・土地購入費・補償金)	85,242,000	85,242,000	0	68,192,000	15,300,000	0	1,750,000
9. 教育費	5. 社会教育費	市立図書館空調修繕業務	671,000	671,000	0	0	0	0	671,000
9. 教育費	6. 保健体育費	市立市民総合体育館耐震補強等事業 (委託料・工事請負費)	870,000,000	607,680,000	0	0	607,600,000	0	80,000
合計			1,448,695,000	1,005,388,000	0	93,969,000	642,300,000	199,381,000	69,738,000

報告第6号

令和7年度藤井寺市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度藤井寺市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月9日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和7年度藤井寺市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
1. 総務費	1. 総務管理費	介護保険システム改修業務	8,751,000	8,751,000	0	0	0	8,751,000	0
合 計			8,751,000	8,751,000	0	0	0	8,751,000	0

報告第7号

令和7年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月9日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和7年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌 年 に を な す 限	度 係 要 卸 購 入 資 産 繰 越 入 額	説 明
						企 業 債	国 庫 補 助 金	そ の 他	損 益 勘 定 留 保 資 金				
1. 下水道事業 費	1. 営業費用	受 益 者 負 担 金 シ ス テ ム バ ー ジ ョ ン ア ッ プ 業 務	7,700,000	0	7,700,000	0	1,430,000	0	6,270,000	0	0	自治体情報システムの移行時期延伸に伴うことによる。	
1. 下水道事業 費	1. 営業費用	小 山 1 ・ 2 マ ン ホ ー ル ポ ン プ 場 ケ ー ブ ル 更 新 業 務	1,166,000	0	1,166,000	0	0	0	1,166,000	0	0	更新を行うに当たり材料入手に時間を要することによる。	
1. 下水道事業 費	1. 営業費用	林 3 マ ン ホ ー ル ポ ン プ 場 2 号 ポ ン プ オ ー バ ー ホ ー ル 業 務	710,000	0	710,000	0	0	0	710,000	0	0	ポンプ及びケーブルのメーカーによるオーバーホールに時間を要することによる。	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令 和 7 年 度 第 2 工 区 工 事	103,600,000	31,320,000	72,280,000	0	1,950,000	70,330,000	0	0	0	府所有の圧送管修理により工期内竣工が困難となったことによる。	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令 和 7 年 度 汚 水 管 渠 詳 細 設 計 業 務	17,300,000	0	17,300,000	13,300,000	4,000,000	0	0	0	0	地下埋設物の状況が悪く、計画した工法では移設協議が整わないことによる。	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	松 原 市 と の 細 目 協 定 に 基 づ く 経 費 負 担 額	81,619,000	0	81,619,000	81,600,000	0	0	19,000	0	0	令和7年度第2工区工事が工期延長を行うことによる。	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	小 山 雨 水 ポ ン プ 場 改 築 更 新 工 事 業 務 委 託	90,000,000	24,100,000	65,900,000	35,900,000	29,950,000	0	50,000	0	0	水処理施設機器の設計変更に伴い、機器製作時期が遅れたことによる。	

議案第 24 号

公の施設の指定管理者制度に係る関係条例の整備について

公の施設の指定管理者制度に係る関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

教育委員会所管の藤井寺市立市民総合体育館、藤井寺市立市民水泳プール、藤井寺市立市民運動広場及び藤井寺市立テニスコートについて、新たに指定管理者制度を導入すること並びに既存の指定管理施設についても、指定期間の満了に伴い指定の手続等を行う必要があることから、必要となる関係条例の整備を行うものである。

藤井寺市条例第 号

公の施設の指定管理者制度に係る関係条例の整備に関する条例

(藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第1条 藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成22年藤井寺市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第17条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第5条まで、第7条から第14条まで及び次条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び第8条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(藤井寺市立市民総合体育館条例の一部改正)

第2条 藤井寺市立市民総合体育館条例(昭和51年藤井寺市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第3条 体育館の管理は、法人その他の団体であつて地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、藤井寺市教育委員会(以下「委員会」という。)が指定する団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第5条を次のように改める。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育館の利用の許可に関する業務
- (2) 体育館の管理に関する業務
- (3) その他委員会が必要と認める業務

第22条を第23条とする。

第21条第1項中「委員会」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に、「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「使用者」を「利用者」に、「第19条第4項」を「第20条第4項」に、「委員会」を「指定管理者」に、「充当する」を「充てる」に改め、同条第4項中「使用者」を「利用者」に、「使用を終了」を「利用を終了」に、「第18条」を「第19条」に、「委員会」を「指定管理者」に、「充当した」を「充

てた」に改め、同条第5項中「利子」を「、利子」に改め、同条を第22条とする。

第20条第1項中「使用者」を「利用者等」に、「使用中に建物、設備、器具等」を「利用者等の責めに帰すべき事由によって施設等」に、「損傷し」を「破損し、若しくは汚損し」に改め、「ときは」の次に「、これを原状に復し」を加え、同条第2項中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市及び委員会」を「市、委員会及び指定管理者」に、「使用により使用者」を「利用により利用者」に、「全て使用者が、その」を「、全て利用者がその」に改め、同条を第21条とする。

第19条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用許可申請」を「利用許可申請」に、「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「委員会」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条第3項中「使用者」を「利用者」に、「第9条」を「第10条」に、「より使用の許可を取り消され、又は中止された」を「よる利用許可の取消し等の」に改め、同条第4項中「使用者」を「利用者」に、「委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第20条とする。

第18条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「体育館の使用」を「体育館の利用」に、「体育館職員等」を「指定管理者」に改め、同条を第19条とする。

第17条の見出し中「施設」を「施設等」に、「及び滅失」を「等」に改め、同条中「使用者」を「利用者等」に、「体育館建物、附属設備等」を「施設等」に、「又は汚損滅失」を「若しくは汚損又は滅失」に、「体育館職員又は警備員（以下「体育館職員等」という。）」を「指定管理者」に改め、同条を第18条とする。

第16条の見出し中「使用权」を「利用権」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「体育館使用」を「体育館利用」に改め、同条を第17条とする。

第15条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第16条とする。

第14条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「教育委員会規則で定めるところにより利用料金」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第14条 利用者は、体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、

指定管理者が定める方法により、指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる料金の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。

3 委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第13条を削る。

第12条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「委員会は」を「指定管理者は、」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「より、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは退去を命じた場合において、使用者」を「よる利用許可の取消し等によって利用者」に、「生じることがあっても」を「生じても」に、「委員会はこれに対して補償の」を「指定管理者は、その」に改め、同条を第11条とする。

第9条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条中「使用者」を「、利用者」に、「体育館の使用」を「体育館の利用の許可」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は」の次に「その利用を制限し、若しくは」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

第9条を第10条とする。

第8条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条各号列記以外の部分及び第2号中「使用」を「利用」に改め、同条第3号中「建物若しくは」を「体育館の施設又は」に改め、「備品等」の次に「（以下「施設等」という。）」を加え、「又は汚損若しくは」を「若しくは汚損し、又は」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用中その使用」を「の利用に当たっては、その利用」に、「怠っては」を「行わなければ」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に、「使用日時」を「、利用日時」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用

しよう」に、「委員会」を「指定管理者」に、「使用許可」を「利用の許可」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(指定の手続)

第6条 指定管理者の指定に関する手続等については、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定めるところによる。

別表中「第13条」を「第14条」に改め、同表1の項中「団体使用料」を「団体利用料金」に改め、同項の表中「施設使用料」を「施設利用料金」に改め、同表備考2中「使用者」を「利用者」に改め、同表備考4中「使用人員」を「利用人員」に改め、同表備考5中「使用許可時間」を「利用許可時間」に、「使用するとき」を「利用するとき」に、「使用区分」を「利用区分」に改め、同表備考6中「使用料」を「利用料金」に改め、別表2の項中「個人使用料」を「個人利用料金」に改め、同項の表備考2中「夜間使用」を「夜間利用」に改め、同表備考3中「使用」を「利用」に改め、同表備考4中「会議室の使用」を「会議室の利用」に、「団体使用料」を「団体利用料金」に改め、同表備考5中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に改め、同表備考6中「使用者」を「利用者」に改め、同表備考7中「使用料」を「利用料金」に改め、別表3の項中「附属設備等使用料」を「附属設備等利用料金」に改め、同項の表使用料金の欄中「使用料金」を「利用料金」に改め、同表備考1中「使用料金」を「利用料金」に、「使用区分」を「利用区分」に改め、同表備考2中「使用」を「利用」に改め、同表備考3中「使用料」を「利用料金」に改める。

(藤井寺市立市民水泳プール条例の一部改正)

第3条 藤井寺市立市民水泳プール条例（昭和51年藤井寺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第3条 市民プールの管理は、法人その他の団体であって地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、藤井寺市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第10条を第12条とする。

第9条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用中に」を「利用者の責めに

帰すべき事由によって」に、「損傷し」を「破損し、若しくは汚損し」に改め、「ときは」の次に「、これを原状に復し」を加え、同条第2項中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市及び委員会」を「市、委員会及び指定管理者」に、「使用により使用者」を「利用により利用者」に、「第三者」を「第三者」に、「すべて使用者」を「、全て利用者」に、「、その」を「その」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは、」の次に「教育委員会規則で定めるところにより」を加え、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「教育委員会規則で定めるところにより利用料金」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第8条 利用者は、市民プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者が定める方法により、指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる料金の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。

3 委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第6条を削る。

第5条中「使用者」を「利用者」に改め、「の各号」を削り、同条第5号中「各号」の次に「に掲げるもの」を加え、「市民プール管理上の必要により委員会の禁じた行為をする」を「指定管理者が管理上支障があると認める」に改め、同条を第7条とする。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「委員会」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民プールの利用に関する業務
- (2) 市民プールの管理に関する業務

(3) その他委員会が必要と認める業務

(指定の手續)

第5条 指定管理者の指定に関する手續等については、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定めるところによる。

別表中「第6条」を「第8条」に改める。

(藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正)

第4条 藤井寺市立市民運動広場条例（昭和56年藤井寺市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第3条 運動広場の管理は、法人その他の団体であつて地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、藤井寺市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第10条を第12条とする。

第9条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用中に」を「利用者の責めに帰すべき事由によつて」に、「毀損し」を「破損し、若しくは汚損し」に、「又はその」を「その」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に、「使用に際して」を「利用に関して」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは、」の次に「教育委員会規則で定めるところにより」を加え、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「教育委員会規則で定めるところにより利用料金」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第8条 利用者は、運動広場及び夜間照明設備（藤井寺市立スポーツセンターに限る。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が定める方法により、指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2及び別表第3に掲げる料金の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。

3 委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第6条を削る。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「指定管理者」に改め、同項中「使用」を「利用」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

第5条第2項中「使用者」を「利用者」に、「委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第4条の見出し中「使用」を「利用の」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 運動広場の利用の許可に関する業務

(2) 運動広場の管理に関する業務

(3) その他委員会が必要と認める業務

(指定の手續)

第5条 指定管理者の指定に関する手續等については、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定めるところによる。

別表第2中「第6条」を「第8条」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第3中「第6条」を「第8条」に、「夜間照明設備使用料」を「夜間照明設備利用料金（藤井寺市立スポーツセンター）」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

(藤井寺市立テニスコート条例の一部改正)

第5条 藤井寺市立テニスコート条例（昭和56年藤井寺市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第2条 テニスコートの管理は、法人その他の団体であつて地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基

づき、藤井寺市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第9条を第11条とする。

第8条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用中に」を「利用者の責めに帰すべき事由によって」に、「毀損し」を「破損し、若しくは汚損し」に、「又はその」を「その」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に、「使用に関して」を「利用に関して」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは、」の次に「教育委員会規則で定めるところにより」を加え、同条を第9条とする。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「教育委員会規則で定めるところにより利用料金」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第7条 利用者は、テニスコートの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）

を、指定管理者が定める方法により、指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、コート1面につき2時間当たり1,690円の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。

3 委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第5条を削る。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「指定管理者」に改め、同項中「使用の」を「利用の」に、「その使用」を「その利用」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

第4条第2項中「よる」の次に「利用」を加え、「使用者」を「利用者」に、「委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第3条の見出し中「使用」を「利用の」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条中「委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「使用」を「利用」に改め、同条第3号中「施設」の次に「又は附属物」を加

え、「汚損し、又は毀損」を「破損し、若しくは汚損し、又は滅失」に改め、同条第5号中「使用を」を削り、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) テニスコートの利用の許可に関する業務
- (2) テニスコートの管理に関する業務
- (3) その他委員会が必要と認める業務

(指定の手続)

第4条 指定管理者の指定に関する手続等については、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定めるところによる。

(藤井寺市立老人福祉センター条例の一部改正)

第6条 藤井寺市立老人福祉センター条例（昭和52年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(指定の手続)

第5条の2 指定管理者の指定に関する手続等については、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定めるところによる。

(藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例の一部改正)

第7条 藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例（平成7年藤井寺市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「使用」を「利用」に改める。

第8条を削る。

第7条中「の各号」を削り、同条を第8条とする。

第6条の見出し中「使用」を「利用の」に改め、同条第1項及び第2項中「使用」を「利用」に改め、同条第3項中「使用許可」を「利用許可」に、「使用者」を「利用者」に、「又は使用」を「又は利用」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(指定の手続)

第6条 指定管理者の指定に関する手続等については、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定

めるところによる。

第9条第1項中「藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場の使用者」を「利用者」に改め、「当該」を削り、「使用に」を「利用に」に改め、「いう。）を」の次に「、指定管理者が定める方法により、」を加え、同条第2項中「額は、」の次に「別表第1及び」を加え、同条第6項を次のように改める。

6 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。

第9条に次の1項を加える。

7 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

第10条中「使用者」を「利用者」に、「の使用」を「利用」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「施設等」を「施設又は附帯設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第12条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第13条の見出し中「賠償責任等」を「損害賠償」に改め、同条第1項中「駐車場の施設若しくは附属設備を損傷し」を「利用者は、利用者の責めに帰すべき事由によって施設等を破損し、若しくは汚損し」に、「者は」を「ときは、これを原状に復し」に改める。

第14条中「使用者」を「利用者」に改める。

別表第1中「第8条」を「第9条」に改め、同表中「使用」を「利用」に改め、同表備考1中「一時使用」を「一時利用」に、「使用の」を「利用の」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考2中「定期使用」を「定期利用」に、「使用する」を「利用する」に「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第2中「使用」を「利用」に改める。

（藤井寺市立福祉会館条例の一部改正）

第8条 藤井寺市立福祉会館条例（平成8年藤井寺市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

第6条の次に次の1条を加える。

（指定の手續）

第7条 指定管理者の指定に関する手續等については、藤井寺市公の施設の指定

管理者の指定の手續等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定めるところによる。

（藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正）

第9条 藤井寺市立市民総合会館条例（平成14年藤井寺市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（指定の手續）

第5条の2 指定管理者の指定に関する手續等については、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条、第6条、第8条及び第9条並びに次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第2条の規定による改正後の藤井寺市立市民総合体育館条例、第3条の規定による改正後の藤井寺市立市民水泳プール条例、第4条の規定による改正後の藤井寺市立市民運動広場条例、第5条の規定による改正後の藤井寺市立テニスコート条例及び第7条の規定による改正後の藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 新条例の規定は、施行日以後の藤井寺市立市民総合体育館、藤井寺市立市民水泳プール、藤井寺市立市民運動広場、藤井寺市立テニスコート及び藤井寺市立自動車・自転車等駐車場（以下「各施設」という。）の利用について適用し、同日前の各施設の使用については、なお従前の例による。

議案第 25 号

市税条例の一部改正について

市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、特定一般用医薬品等購入費の医療費控除の特例及び住宅借入金特別税額控除に係る適用期限の延長、特定暗号資産取引に係る課税の見直し、固定資産税及び都市計画税の免税点の引上げその他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

市税条例の一部を改正する条例

市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第27条第1項ただし書中「及び第28条の3第1項」を「並びに第28条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第28条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第28条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の

支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者

第28条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第65条中「額が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第3条の4中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第4条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第4条の4中「又は附則第14条の3第1項」を「、附則第14条の2の3第1項又は附則第14条の3第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第5条の2中「第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第12条第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条

に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をしたときにおいて地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第14条の2の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人市民税の課税の特例）

- 第14条の2の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第18条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得

割の額並びに附則第14条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第65条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(2) 第23条の2第2項の改正規定並びに附則第4条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第5条の2の改正規定及び附則第12条の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(3) 附則第4条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第14条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第28条の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の市税条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第4条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。
- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第4条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第12条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第12条第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第14条の2の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後

の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第65条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 26 号

藤井寺市介護保険条例の一部改正について

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 7 年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの影響を遮断したことにより、令和 8 年度保険料算定において市町村民税課税とみなされた令和 7 年度及び令和 8 年度の市町村民税非課税者について、当該保険料算定の際に、市町村民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できるよう、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度の保険料の減免の特例）

第8条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるものがある場合であつて、市長が必要と認めるときは、第18条第1項の規定にかかわらず、当該第1号被保険者に係る令和8年度分の保険料を減免することができる。

2 前項の規定による減免は、申請によらずに行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 27 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
及び藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺  
市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）において、児童対象性暴力等の防止及び適切な保護のための児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置の実施を義務付ける規定が追加されたため、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年藤井寺市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年藤井寺市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある

環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議案第 28 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
及び藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺  
市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設  
等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）及び家庭的保育事業等の設  
備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）において、満 3 歳以  
上限定小規模保育事業の認可及び確認に関する規定が追加されたため、本条例にお  
いても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年藤井寺市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。)」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第19条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を、「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

附則第4項中「家庭的保育事業者等(」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

(藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年藤井寺市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する

小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

第2条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出し中「教育」を「特定教育」に改める。

第13条第4項第3号ア<sup>7)</sup>中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア<sup>4)</sup>中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ<sup>7)</sup>中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ<sup>4)</sup>中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「第6条第2項及び第3項」を「第6条第2項」に改め、「選考方法」の次に「及び同条第3項に規定する選考の方法」を加える。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(7)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(4)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(7)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(4)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」を「藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号）」に、「同令第31条」を「同条例第28条」に、「同令第33条」を「同条例第28条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる

地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業  
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)」を、「この章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項に規定する場合には、特定地域型保育事業者は、前項の選考方法」を「前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小

規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第6項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、同条第9項中「第1項第1号及び第2号」を「同項第1号及び第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）」との次に「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と」を加える。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第

1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」を「をいう。次条第3項及び第52条第3項」に、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「を含む。次条第3項」を「を含む。第52条第3項」に、「以下この章」を「以下この章（第43条第1項を除く。）」に、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳

以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
及び藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺  
市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条  
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）において、理学療法士等を保育士とみなすことができること、3 歳児の職員配置基準に係る経過措置期限の明示等の改正が行われたため、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)

第1条 藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第8項の前の見出しを削り、同項中「第45条第2項」を「第30条第2項又は第45条第2項」に改める。

附則第9項中「開所する保育所型事業所内保育事業所」を「開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）」に、「当該保育所型事業所内保育事業所」を「当該小規模保育事業所A型等」に、「第45条第2項」を「第30条第2項又は第

45条第2項」に改める。

附則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第45条第3項」を「第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第45条第2項により算定される数をいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数」に改める。  
（藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

第2条 藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年藤井寺市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第48条第2項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部が改正されたことに伴い、条例中の引用部分に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成30年藤井寺市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第31号

藤井寺市生涯学習審議会条例の一部改正について

藤井寺市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月9日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条の規定により、社会教育委員を置いていない市が社会教育関係団体に補助金を交付しようとする場合には、補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他合議制の機関の意見を聴く必要があることから、藤井寺市生涯学習審議会の所掌事項について、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例

藤井寺市生涯学習審議会条例（平成12年藤井寺市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「(昭和24年法律第207号)」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 委員会の諮問に応じ、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条の規定により社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議すること。

第2条に次の1号を加える。

(5) その他委員会が必要と認める事項について調査審議すること。

第3条第2項中「の各号に定めるもの」を「に掲げる者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について

藤井寺市立市民運動広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

藤井寺市立津堂市民野球場について、津堂・小山地区土地区画整理事業により、野球場としての使用ができなくなることから、当該野球場の規定を削除するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立市民運動広場条例の一部を改正する条例

藤井寺市立市民運動広場条例（昭和56年藤井寺市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 藤井寺市立津堂市民野球場の項を削る。

別表第2 藤井寺市立津堂市民野球場の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

議案第 33 号

柏羽藤環境事業組合理約の変更に関する協議について

柏羽藤環境事業組合理約の一部を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

余熱利用施設の解体撤去工事の完了に伴う柏羽藤環境事業組合理約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものである。

柏羽藤環境事業組合同規約の一部を変更する規約

柏羽藤環境事業組合同規約（昭和43年2月22日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

第3条第3号を削る。

第14条第2項第4号を削る。

附 則

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。

## 議案第 34 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

## 提案理由

社会保険診療報酬支払基金の名称を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更することに伴う大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものである。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を次のように変更する。

第17条第1項第4号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。

## 議案第 35 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の一部を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

### 提案理由

大阪広域水道企業団が共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関し、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものである。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「岸和田市」の次に「、泉大津市」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

議案第36号

藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月9日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

栗 野 暢 之  
井 関 順 未  
嘉 指 淳 子  
松 内 和 義  
吉 田 耕 一 郎  
今 澤 實 雄  
辻 本 富 次  
松 井 武 彦  
片 山 敬 子  
大 村 元 昭  
田 中 克 房  
藤 井 治  
松 永 吉 成  
池 上 進  
遠 藤 順 之  
関 元 義 孝  
松 木 洋 介  
山 岡 泰

提案理由

現委員の任期が令和8年7月19日で満了するため、新たに委員を任命するものである。

住所

葉 野 暢 之

略 歴

平成20年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

井 関 順 未

略 歴

平成29年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

嘉 指 淳 子

略 歴

平成29年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

松 内 和 義

略 歴

平成29年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

吉 田 耕 一 郎

略 歴

令和 元年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

今 澤 實 雄

略 歴

令和 2年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

辻 本 富 次

略 歴

令和 2年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

松 井 武 彦

略 歴

令和 2年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

片 山 敬 子

略 歴

令和 4年 7月 藤井寺市農業委員会委員  
同 5年 7月 藤井寺市農業委員会委員

住所

大 村 元 昭

略 歴

令和 5年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

田 中 克 房

略 歴

令和 5年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

藤 井 治

略 歴

令和 5年 7月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

松 永 吉 成

略 歴

令和 5 年 7 月 藤井寺市農業委員会委員（現在に至る）

住所

池 上 進

住所

遠 藤 順 之

住所

関 元 義 孝

住所

松 木 洋 介

住所



山 岡 泰



諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和8年6月9日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

伊野 充 代

提案理由

現委員 辻美穂子氏の後任として推薦するものである。

住所

[Redacted]

伊 野 充 代

[Redacted]

略 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

